

香北第3 既設管処理工事 特 別 仕 様 書

第1章 総 則

本工事の施工に当たっては千葉県農林水産部耕地課制定「土木工事共通仕様書」に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

- 1 目 的 この工事は、特定農業用管水路等特別対策事業 香北第3地区の事業計画に基づき、既設石綿管の撤去工事及び農業用水管埋設後の舗装本復旧工事をするものである。
- 2 工事場所 香取市津宮地先外
- 3 工事概要 この工事は、既設石綿管の撤去工事及び舗装工事で、その概要は次のとおりである。

既設管処理工 $L = 449.8\text{m}$

内、既設管撤去工 (ACP $\phi 400 \cdot \text{VU } \phi 100$) $L = 312.7\text{m}$

内、既設管撤去工 (ACP $\phi 300$) $L = 122.1\text{m}$

内、既設管充填工 (ACP $\phi 400 \cdot \text{VU } \phi 100$) $L = 15.0\text{m}$

舗装本復旧工 $A = 277 \text{ m}^2$ 、 $L = 74\text{m}$

施工区間 中洲 2-7 (HNo. 0+ 0.00～HNo. 1+23.60)

- 4 工事数量 別紙工事数量総括表のとおりである。

第3章 施工条件

- 1 工程関係
機械搬入及び農耕車の通行の妨げになる作業（通行止め等）については、稲刈り後に行うこととする。
- 2 部分引渡し 該当なし
- 3 工事期間
工事期間には、雨天・休日等を見込んでいる。工事期間を十分に見込んだ工程計画を樹立すること。
- 4 その他
既設管撤去後の地盤の安定を図るため、早期撤去に努めること。

第4章 現場条件

1 土 質 この工事の土質は、粘性土を想定している。

2 関連工事

(1) 関連工事は次のとおりである。

受注者は、工事の施工にあたり、他の関連工事施工業者と十分に打合せを行い、円滑な工事实施に努めること。

発 注 機 関	工 事 名 称
香取農業事務所	香北第3 用水路工事（その1）
香取農業事務所	香北第3 舗装本復旧工事（その1）
香取農業事務所	香北第3 舗装本復旧工事（その2）
香取農業事務所	香北第3 舗装本復旧工事（その3）（仮称）

(2) 工事関係者連絡会議の設置

受注者は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

3 第3者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

施工箇所に民家が隣接するため、振動、騒音等の対策に十分に留意して施工するとともに、地域住民との協調を図り工事の円滑な実施に努めること。

(2) 排出ガス対策

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良工事等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和58年2月28日付け58構改D第147号）で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装着の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

対象機種一覧

一 般 工 事 用 建 設 機 械	備 考
・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット ・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー	ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5kw～260kw) を搭載した建設機械に限る。

備考

道路輸送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

(3) 濁水処理対策

舗装切断機械から発生するブレード冷却水と切断粉が混じりあった廃水に

については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収することとし、回収された廃水については適正な処理を実施すること。

当該廃水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合など変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。その場合は、吸引装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な処理を実施すること。

(4) 安全対策

本工事は、香取市道を通行止めにして工事資材や施工機械、発生土等の搬入・搬出する計画としているため、一般交通の支障とならないよう注意し、交通安全対策と円滑な交通の流れを確保すること。

また、掘削場所への転落防止及び工事現場（資材置場を含む）への第3者の立ち入りを防止する手段を講じること。

- 1) 本工事における交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、条件変更などに伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員の有無
法定外道路 (施工箇所)	2名/日	交通誘導員B 98名 (49日×2名/日)	昼間	無

(5) 重量制限

制限は特に設けてはいないが、道路等の破損がないように対策をとること。また、善良な管理のもと使用した道路等において補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(6) 公害対策

周辺に井戸がある場合などは周辺状況の把握に努め、被害を与えないようにしなければならない。地下水位低下工法の施工期間を通して、揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分に行わなければならない。特に、必要以上の揚水をしてはならない。

4 環境対策等

- (1) 本工事で使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。
- (2) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。

5 関係機関との調整

工事の実施にあたり、共通仕様書第1-1-43に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

(1) 工事支障物件等

1) 農業用排水管

撤去する既設管に近接・交差して別の農業用排水管が布設されており、施工にあたっては十分に留意すること。

2) 架空線

工事範囲には、架空線が横断しているため、工事の着手前に離隔等の確認を行い、必要に応じて防護等の保全措置をとること。

(2) 工事用道路関係

工事用道路の施工にあたっては、隣接地での営農や生活に支障を及ぼさな

いように配慮し調整を行うこと。

香北土地改良区及び地元自治会などに工事内容などを回覧し、工事への協力や連絡事項など調整を図ること。

6 建設副産物

(1) 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

(2) 建設発生土

- 1) 指定(A)（工事間流用）の場合 該当なし
- 2) 指定(A)（その他）の場合 該当なし
- 3) 指定(B)の場合 該当なし

(3) 路盤廃材 該当なし

(4) 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスコン塊（33.3t）は香取市与倉地内、片道運搬距離 17.4km の片野建設（株）に運搬し、処理するものとする。
- 2) コンクリート塊 該当なし
- 3) 建設発生木材 該当なし
- 4) 建設汚泥 該当なし
- 5) 汚泥及び廃アルカリ混合物（0.02t）は、横芝光町曾根合地内、片道運搬距離 40.0km の丸源起業（株）に運搬し、処理するものとする。
- 6) 廃プラスチック（776.1kg）は、香取市扇島地内、片道運搬距離 3.9km の（有）小倉商店に運搬し、処理するものとする。

- 7) 建設混合廃棄物 該当なし
- 8) 石綿セメント管 (59.7 空 m³) は、市原市万田野地内、片道運搬距離 101.0km の杉田建材 (株) (運搬から処分) で処理するものとする。

また、撤去工事における石綿セメント管の取り外しは、接続部の継手をずらし引き抜く方法で行い切断は行わないこと。その詳細な手順は「農業農村整備事業等におけるアスベスト (石綿) 対応マニュアル (平成 18 年 9 月農林水産省農村振興局整備部)」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (令和 8 年 2 月)」によるものとする。

なお、工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

6-1 建設リサイクル法

(1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- 1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年度法律 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- 2) 受注者は、特定建設資材の分解解体等・再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

(2) 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- 1) 建設リサイクル法第 12 条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第 12 条第 1 項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。
- 2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

第 5 章 仮設備

- 1 指定仮設 該当なし
- 2 任意仮設

本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

(1) 工事用道路工

施工時において、道路上からの撤去が困難な場合や付近に電柱等の障害物がある場合に、水田を荒らさないため既設管に沿って敷鉄板を敷き撤去を行うこととする。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

- (1) 資材仮置き場として、与田浦運動広場（香取市津宮地先）を使用することができる。工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

工事施工上必要な用地の返還に当たっては使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。

- (2) 発注者が確保している用地は、関連工事の施工業者も使用するので、密に連絡を取り合い、問題や事故の起きないよう十分な調整を図り、各工事の責任範囲を明確にしたうえで使用すること。

第7章 貸与設備 該当なし

第8章 支給材料 該当なし

第9章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。

第10章 工事材料

1 規格及び品質

この工事で使用する主要材料の規格品質は、設計図書に示すもののほか次の通りであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

(1) 砕石関係

- 1) 山砂(SF 相当品以上)
- 2) 路盤材 (JIS A 5001 道路用砕石)

(2) コンクリート

数量表に規格等を記入することでもよい。特に特注品の場合は規格等を記入のこと。

コンクリートは生コンクリートを使用するものとし、使用目的別の配合諸元は次のとおりとする。

呼び強度 (N/mm ²)	SL (cm)	MS (mm)	W / C (%)	セメント の種類	使用目的
18	8	25	65 以下	B・B	既設管閉塞工

なお、アルカリ骨材反応抑制対策は次のいずれかを行うものとするが、1)及び2)を優先し、その対策について監督職員に報告するものとする。

1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート 1m³に含まれるアルカリ総量を Na₂O 換算で 3.0kg 以下にする。

2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント B 種(スラグ混合比 40%以上)または C 種、あるいは JIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント B 種(フライアッシュ混合比 15%以上)または C 種、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。

なお、化学法については工事開始前、工事中 1 回/6 ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関で試験を行うものとし、またモルタルバー法は試験成績書により確認をするとともに、JIS A 1804 コンクリート生産工程管理用試験法により骨材が無害であることを 確認する。ただし、骨材の採取には受注者が立会うことを原則とする。

2 見本又は資料提出

下記に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し承認を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

また、コンクリート二次製品については、1. 規格及び品質(3) コンクリートで示す 1)から 3)のアルカリ骨材反応抑制対策のうち、いずれの対策を講じるかをあわせて報告するものとする。

ただし、対策を講じる前に製造された製品は、受注者が立会い使用した骨材を採取し、試験を行い、結果を報告するものとする。

材 料 名	提 出 物
碎石、土砂類	試験成績書、粒度分析表

第 11 章 施 工

1 共通事項 該当なし

2 一般事項

設計図書を熟読し、施工内容を十分把握すること。特に完成時確認が困難な工種については直接測定、撮影記録等による施工管理を十分に行うこと。また、受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

不明な点については監督職員と打ち合わせを行うこと。

(1) 水準点

本工事の水準点は、監督職員の指示する水準点を使用すること。使用にあたっては、あらかじめ検測を行い監督員にその成果を報告すること。

(2) 検測又は確認

この工事の検測、確認を下記の段階で受けなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
不陸整正工	完了時	

3 中間検査 該当なし

4 舗装本復旧工

(1) 舗装版破碎

想定している既設舗装版の撤去厚さは、施工のばらつきや路盤材の付着等を考慮している。受注者は、既設舗装版の撤去時に舗装厚さを計測し、設計数量と異なる場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

また、既設舗装版及び路盤の撤去に当たっては、農地に破砕片や碎石が混入しないよう十分に注意すること。

(2) 不陸整正

受注者は、既設路盤の浮石、その他の有害物等の不良材料を取り除き、グレーダ等で不陸整正した後に入念な締固めをしなければならない。

また、補足材の運搬、施工にあたっては、周囲の農地に混入することのないよう注意すること。

(3) 表層工

受注者は、表層の施工に先立って上層路盤面の異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

また、受注者は、施工範囲内の農業用水管用マンホールや仕切弁筐、その他機関の占用工作物の位置、数量等を監督職員及び道路管理者に報告し、占用工作物または舗装高さの変更等について監督職員と協議しなければならない。

5 土工

人力土工については、4 班体制の設計としている。

6 工事用資機材の保管及び仮置き

撤去した石綿セメント管はブルーシート等で二重梱包して仮置き場へ搬出を行い、石綿含有製品の除去・解体等工事の関係法令を遵守し、受注者の責任において保管・管理すること。

7 水田内での作業

既設石綿セメント管撤去作業の工事に伴い水田内の作業を行うときは、事前に水田の標高等、施工前の状態を確認し、従前と同等の状態に復旧すること。

第 12 章 施工管理

1 本工事の施工管理は「工事施工管理基準(農業農村整備事業)」により実施する。

○ 工事写真における黒板情報の電子化について

工事写真における黒板情報の電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、電子情報として被写体画像と同時に黒板の記載情報を記録してデータ化することにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで、工事写真における黑板情報の電子化を実施するものとし、以下の（１）から（４）のすべてを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、工事施工管理基準（農業農村整備事業）第１ 土木工事施工管理基準第３項 撮影記録による出来形管理※ に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

１）黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が選定及び調達するものとする。使用機等の事例として、URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この事例中の機器に使用を限定するものではない。

２）受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等について、工事着手前に提示するものとする。

３）機器等の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。機器等の導入に係る費用とは、工事写真における黑板情報の電子化の実施に必要な機器等の機械経費及び電算使用料等を指す。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

１）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。

２）本工事の工事写真の取扱いは、「工事施工管理基準（農業農村整備事業）第１ 土木工事施工管理基準 第３項 撮影記録による出来形管理」※ 及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

３）１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

４）黑板情報の電子化を実施した場合は、従来の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

１）受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

２）受注者は納品時に URL（<https://www.jcomsia.org/kokuban>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェア及び工事写真ビューアソフトを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ、工事打合せ簿により提出するものとする。

３）提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

２ 工事完了後受注者は、発注者及び香北土地改良区と協議を行い、受注者の責任で通水試験に立会うこと。施工区間で漏水等、通水に障害が発生した場合には、速やかに手直し工事を行い、土地改良区の用水スケジュールに支障を与えない

よう努めること。

3 施工管理基準からの除外項目 該当なし

第 13 章 構造物品質確認調査 該当なし

第 14 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は以下のとおり。

- 1 掘削土の土質
- 2 転石の出現
- 3 排水量・地下水位
- 4 異常気象の発生
- 5 既設構造物の位置、構造、埋設状態
- 6 発注者が確保する工事用地
- 7 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現（位置の変更含む）
- 8 関係機関、自治会等からの制約条件
- 9 その他受発注者協議のうえ必要と認めたもの

第 15 章 設計変更

設計変更等については、契約書第 19 条から第 25 条及び土木工事共通仕様書第 1 編共通編 1－1－18 から 1－1－20 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）令和 3 年 1 月」によることとする。

第 16 章 公共事業関係調査に対する協力

本工事の実施に伴い、歩掛調査を実施する場合がある。この場合においては、受注者は適切に協力しなければならない。なお、実施する場合の調査要領等については、監督職員の指示によるものとする。

第 17 章 「三者会議」の実施

三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。

本工事では、施工者から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」を開催するものとする。施工者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

第 18 章 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 19 章 週休 2 日制適用工事

- 1 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休 2 日達成相当の経費を補正している。

- 2 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
- 3 受注者が、工事着手前に週単位の週休2日の取組を希望し、なおかつ対象期間内での週単位の週休2日相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
- 4 週休2日制の実施にあたっては、「千葉県農業農村整備事業における週休2日制適用工事試行要領（令和7年10月版）」に基づき行うこと。

第20章 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

第21章 快適トイレ

- 1 本工事は、快適トイレ対象工事である。
- 2 受注者は、当該工事の現場に快適トイレを設置する場合は、事前に工事打合せ簿により設置基数、設置期間、仕様について監督職員と協議すること。
- 3 快適トイレは、以下の(1)～(11)の仕様を満たすこと。
なお、(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。
【トイレに求める機能】 ※必須
 - (1)洋式便器
 - (2)水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
 - (3)臭い逆流防止機能
 - (4)容易に開かない施錠機能
 - (5)照明設備
 - (6)衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）**【付属品として備えるもの】 ※必須**
 - (7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - (8)入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - (9)サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
 - (10)鏡と手洗器
 - (11)便座除菌クリーナー等の衛生用品**【推奨する仕様、付属品】 ※任意**
 - (12)室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
 - (13)擬音装置（機能を含む）
 - (14)着替え台
 - (15)臭気対策機能の多重化
 - (16)室内温度の調整が可能な設備
 - (17)小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- 4 快適トイレの設置に要する費用は、通常の仮設トイレとの差額として、1基あたり 51,000 円/月を上限に、発注者が負担する。ただし、工事期間中に、通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常

の仮設トイレに変更した場合は、費用負担の対象としない。

- 5 発注者が費用負担する快適トイレは、1 現場 1 基までとする。
ただし、男女別に設置する場合には、1 現場 2 基までとする。
- 6 発注者が負担する快適トイレの設置に要する費用は、設計変更で対応する。
- 7 受注者は、快適トイレに係る支出実態のわかる資料を、監督職員に提出すること。
- 8 受注者は、発注者が快適トイレに関するアンケートを実施する場合は、監督職員が指定した期日までにアンケートを提出すること。

第 22 章 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事

- 1 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。
- 2 受注者は、工事の締結後、工事着手前に C C U S 活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うこと。

第 23 章 情報共有システムの活用について

本工事は、情報共有システムの対象工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。

実施に当たっては「千葉県農業農村整備事業情報共有システム実施要領」に基づくものとする。

第 24 章 I C T 活用工事について

- 1 本工事は、I C T 施工技術の活用による建設現場の生産性向上を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、3 次元データを用いた情報化施工技術を活用する I C T 活用工事の試行工事である。
【対象工種】土工（掘削）、アスファルト舗装工
- 2 試行工事を実施する場合は、契約後、施工計画書の提出までに「I C T 活用工事計画書」により発注者と協議を行い、協議が整った場合に I C T 施工技術を活用した工事を試行できるものとする。
- 3 I C T 活用工事を実施する場合は、実施した施工技術の内容に応じて、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）や「千葉県農業農村整備事業における I C T 活用工事試行要領」（以下、試行要領）に基づいて、設計変更を行い、必要な経費を計上する。
- 4 試行工事の実施の詳細は、試行要領によるものとする。

第 25 章 その他

- 1 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について
 - 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工

計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4」の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

2 疑義の発生

この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。